

## 公共施設の使用料改定（案）へのパブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 平成 29 年 10 月 11 日（水）～平成 29 年 10 月 31 日（火）

(2) 意見の提出者数 1 人

● 受付区分

郵送	FAX	電子メール	直接提出	合計
0 人	0 人	1 人	0 人	0 人

(3) 意見内容と市の考え方

No.	意見内容	意見に対する市の考え方
1	勤労者センターについて、全て有料にすべき。また、時間区分を 2 時間刻みにするべき。	勤労者センターにつきましては、その設置目的から、市内の勤労者の皆様が利用しやすいよう一部無料（減免）としています。他の有料部分につきましては、今回、施設の管理運営に必要な経費を元に使用料の算出を行った結果、現在の使用料を改定する必要がないと判断したため、今回の料金改定対象施設には含まれておりません。今後、定期的に使用料の見直しを行う際に、今回いただきましたご意見を参考にさせていただきます。
2	文化センターについて、すべて有料にすべき。	今回の改定案におきまして、すべて有料としています。
3	文化センターについて、時間区分を 2 時間単位で 2,000 円とし、1 か月続けて借りる場合は 5,000 円とすべき。	時間区分につきましては、現在の利用状況や近隣市の時間区分から判断して、現在の 3 時間単位が適当であると考えています。なお、使用料につきましては、施設の管理運営に必要な経費を元に算出した結果、今回お示ししている額が適当であると考えています。
4	文化センターについて、会議室その他の部屋は、目的を限定するのではなく、ダンスやその他の用途に自由に使用できるよう設定すべき。	公民館の設置目的に沿った利用であれば、原則として用途を限定するものではありません。ただし、ダンス等の種類によっては、その振動や音楽等が他の利用者に影響を及ぼすと考えられる場合は部屋の利用をご遠慮願っております。

※リビエールホールの利用料金表（案）におきまして、一部錯誤がありましたので、訂正しています。訂正箇所はリビエールホールの料金表（案）をご覧ください。